

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
人口 369,459 世帯数 165,810（令和7年2月1日現在） 単位 原則、行政所管区域（支所設置単位）（設立12地域）	人口 1,435,781 世帯数 752,402（令和7年1月末現在） 単位 おおむね小学校区又は義務教育学校の通学区域	人口 455,404 世帯数 213,111（令和7年1月1日現在） 単位 おおむね小学校区
○横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例 平成25年12月17日 条例第71号 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例をここに公布する。 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	○京都市地域コミュニティ活性化推進条例 平成23年11月11日 条例第17号 京都市地域コミュニティ活性化推進条例 目次 前文 第1章 総則（第1条～第7条） 第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策 第1節 地域コミュニティ活性化推進計画（第8条） 第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策（第9条～第12条） 第3節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組（第13条～第18条） 第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第19条～第21条） 第4章 雑則（第22条・第23条） 附則 ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。 しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。 このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形	○金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例 平成29年3月27日 条例第1号 目次 第1章 総則(第1条―第6条) 第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的な施策等(第7条―第15条) 第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会(第16条―第18条) 第4章 雑則(第19条) 附則

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
	成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。 ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。	
（目的） 第1条 この条例は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、地域運営協議会の設置、役割等及び市の地域運営協議会に対する役割等に関し必要な事項を定めることにより、地域のつながりを強くするとともに、市と地域運営協議会の協働による地域自治の推進に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに本市等及び事業者の責務並びに地域住民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、本市における地域コミュニティの活性化の推進について、基本理念を定め、並びに市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域自治 住民等が、自らの判断と責任に基づき、まちづくりを行うことをいう。 (2) 地域運営協議会 住民等が、特定の地区(市の区域を分けて定める区域をいう。以下同じ。)を対象として、地域の課題を解決するために自主的かつ主体的に設置し、市長の登録を受けた地域自治を実施する組織をいう。 (3) 住民等 地域運営協議会が対象とする地区における次に掲げるものをいう。 ア 当該地区内に居住する者 イ 当該地区内で事業活動を行うもの ウ 当該地区内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ 当該地区内に存する学校に在学する者 オ 当該地区内で活動する地域活動団体等	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。 (2) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。 (3) 地域自治を担う住民組織 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。 ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。 イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。 ウ おおむね小学校又は義務教育学校の通学区域（元学区を含む。）を単位とする地域において活動するものであること。 エ 多くの地域住民に支持されているものであること。	（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域コミュニティ 住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。 (2) 町会その他の地域団体 地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるものをいう。 (3) 地域活動 住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。 (4) 集合住宅 マンション、アパート、寄宿舍、長屋等の建築物をいう。

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
	（基本理念） 第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 （1） 地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるようにすること。 （2） 地域自治を担う住民組織、事業者及び地域活動に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）、大学、研究機関その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと。 （3） 地域自治を担う住民組織が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担うことを旨とすること。	（基本理念） 第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりには地域コミュニティが重要であるという基本的認識の下に行われるものとする。 2 地域コミュニティの活性化の推進は、地域コミュニティの活性化の主体が当該地域の住民自身であるという認識の下に、その自主的な取組を基本として行われるものとする。 3 地域コミュニティの活性化の推進は、市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われるものとする。 4 地域コミュニティの活性化の推進は、市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。)その他多様な主体の活動との連携及び調和を図りつつ、行われるものとする。
（市の役割） 第5条 市は、この条例の目的を達成するために、地域運営協議会の自主性及び自立性に配慮しながら地域運営協議会を支援する体制の整備をするものとする。	（本市等の責務） 第4条 本市は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。 2 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない。 3 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を	（市の役割） 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、これらの者の理解と

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
	行わなければならない。 4 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。	協力を得るよう努めなければならない。
	（地域住民の役割） 第6条 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする。 2 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び協働についての役割を果たすものとする。	（地域住民及び町会その他の地域団体の役割） 第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性についての認識を深めるとともに、相互の交流を通して連帯意識を醸成し、自主的に地域コミュニティの活性化の推進を図るよう努めるものとする。 2 地域住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、それぞれが居住する区域の町会その他の地域団体の地域活動に参加するよう努めるものとする。 3 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、誰もが参加しやすい開かれた地域活動の実施、当該地域活動への参加の呼びかけ等を通じて、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者が地域コミュニティの重要性についての認識を深めることができるよう努めるものとする。 4 地域住民及び町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、本市が実施する地域コミュニティの活性化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（地域運営協議会の設置及び地区） 第3条 住民等は、次に掲げる地区を対象として地域運営協議会を設置することができる。 (1) 横須賀市役所行政センター設置条例(昭和23年横須賀市条例第46号)第1条第2項に規定する所管区域 (2) 市の区域のうち前号に掲げる地区に該当しない区域と定める地区 2 前項の規定にかかわらず、住民等は、前項各号に規定する地区(以下この項において「前項地区」という。)を地縁、歴史等を勘案し、次に掲げる基準により複数の区域に分けて定める地区を対象として地域運営協議会を設置することができる。この場合において、住民等は、当該前項地区を対象として別に地域運営協議会を設置することができないものとする。 (1) 住民等がまちづくりの課題を共有し、ともに活動できること。 (2) 規模等が他の地区の地域運営協議会と均衡が図られていること。		

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
3 地域運営協議会は、同一の地区を対象として複数設置することはできないものとする。 (地域運営協議会の役割等) 第6条 地域運営協議会は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。 (1) 地域活動団体等がそれぞれの活動をより円滑に、かつ、効果的に行うことができるようお互いに活動内容を理解し、情報を共有するための地域活動団体等のネットワーク化を図ること。 (2) 地域の身近な課題の解決や暮らしやすく魅力あるまちづくりのための企画等を立案するとともに、具体的な取組みを行うこと。 2 地域運営協議会は、この条例の目的を達成するために、地域だけでは解決困難な課題等への対応策や地域にかかわる市の政策について、市に提案等を行うことができる。		

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
(市と地域運営協議会との協働) 第 4 条 市及び地域運営協議会は、お互いに地域のまちづくりにおけるパートナーとして尊重し、協働して地域自治を推進するものとする。 (市の地域運営協議会への支援等) 第 9 条 市は、地域運営協議会から第 6 条第 2 項に規定する提案等を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認められるときは、予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。 2 市は、地域運営協議会が地域自治の推進を図るために行う活動に対して、財政上の支援その他必要な支援を行うよう努めるものとする。	(財政上の措置) 第 7 条 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。 (地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等) 第 9 条 本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。 (地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣) 第 10 条 市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。 (地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置) 第 11 条 本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。	(相談体制の整備) 第 8 条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、町会その他の地域団体と連携しながら、地域コミュニティの活性化の推進に関する相談体制の整備を図るものとする。 (普及啓発) 第 9 条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進についての地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。 (人材等の育成) 第 10 条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、地域コミュニティの活性化を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。 (援助) 第 14 条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため必要があると認めるときは、地域コミュニティの活性化の推進に関する専門的な知識を有する者の派遣その他の技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
(地域運営協議会の組織及び運営) 第 7 条 地域運営協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。 (1) 住民等にかれた取組みを行うこと。 (2) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた会則を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。 (3) 意思決定を行う会議について、住民等に公開されているなど民主的で透明性を持った運営を行うこと。 2 地域運営協議会の意思決定を行うための機関の構成員の基準は、規則で定める。 3 地域運営協議会は、より効果的な取組みの実現のために、他の地域運営協議会との情報交換や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。		
(その他の事項) 第 10 条 この条例に定めるもののほか、市と地域運営協議会との協働による地域自治の推進に関し必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第 23 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附 則 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第 3 章及び次項の規定 公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において市規則で定める日 (平成 23 年 12 月 19 日規則第 46 号で平成 23 年 12 月 19 日から施行) (2) 第 15 条、第 16 条及び附則第 3 項の規定 平成 24 年 7 月 1 日	附 則 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例(平成 20 年条例第 2 号)は、廃止する。

その他の項目		
④神奈川県 横須賀市 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例	⑤京都府 京都市 京都市地域コミュニティ活性化推進条例	⑥石川県 金沢市 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例
	（事業者の責務） 第5条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない。 2 事業者は、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。 3 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。	（事業者の役割） 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。 3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する地域コミュニティの活性化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	第1節 地域コミュニティ活性化推進計画 第8条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めなければならない。 2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1） 地域コミュニティの活性化の推進に関する目標 （2） 地域コミュニティの活性化の推進に関する取組 （3） その他地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、第19条に規定する審議会の意見を聴くとともに、事業者及び地域住民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画の変更について準用する。	（地域コミュニティ活性化推進計画の策定） 第7条 市長は、地域コミュニティの活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下この条において「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めるものとする。 2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1） 地域コミュニティの活性化に関する目標 （2） 地域コミュニティの活性化を推進するための施策に関する事項 （3） 前2号に掲げるもののほか地域コミュニティの活性化を推進するために必要な事項 3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地域コミュニティ活性化推進審議会の意見を聴かなければならない。 4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画を変更する場合について準用する。
	（顕彰） 第12条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰に努めるものとする。	（表彰） 第15条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。
	第3節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニテ	（集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進）

ィの活性化の推進のための取組 (地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供) 第 13 条 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）をする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、宅地建物取引業法第 35 条第 1 項各号に掲げる事項の説明その他当該住宅についての説明を行う際に、当該住宅の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他当該地域の地域活動に関する情報を提供するように努めなければならない。 (共同住宅等の居住者の交流の促進) 第 14 条 次に掲げる事業者は、共同住宅等（共同住宅及び長屋並びに一団の土地を分割して建築する一戸建ての住宅並びに寄宿舍をいう。以下同じ。）の居住者相互の交流及び共同住宅等の居住者と地域住民との交流の促進を図るため、地域活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。 (1) 共同住宅等を建築する事業者 (2) 共同住宅等の販売等をする事業者 (3) 共同住宅等を管理する事業者 (地域自治を担う住民組織との連絡調整) 第 15 条 特定共同住宅（京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する特定共同住宅をいう。以下同じ。）を新築する者は、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする日までに、当該特定共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項（当該新築する者と当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸又は管理（以下「新築工事等」という。）をする事業者との連携及び当該事業者相互間の連携に係る事項を含む。）に係る地域自治を担う住民組織との連絡及び調整（以下「連絡調整」という。）をするとともに、その状況を市長に報告しなければならない。 2 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される共同住宅等（特定共同住宅及び一団の土地を分割して建築する一戸建ての住宅を除く。以下この条において同じ。）について、その新築工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日までの間に、当該共同住宅等の居	第 11 条 市長は、集合住宅の住民が地域社会を構成する一員であり、当該住民を含む地域住民相互の連帯意識の醸成を図る必要があることから、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成(町会その他の地域団体を設立し、又は集合住宅の存する区域における既存の町会その他の地域団体に加わることをいう。次条第 1 項において同じ。)の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。 (集合住宅の建築主による連絡担当者の選任等) 第 12 条 集合住宅の建築主は、新たな集合住宅(規則で定める集合住宅に限る。)の建築を行おうとするときは、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について当該集合住宅の住民、既存の町会その他の地域団体又は市との間の連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体に対し、その届出に係る情報の提供を行うものとする。 (町会その他の地域団体の地域活動に関する情報の提供) 第 13 条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該住宅の存する区域における町会その他の地域団体の地域活動に関する情報を提供するように努めなければならない。 (地域コミュニティ活性化推進審議会) 第 16 条 地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティ活性化推進審議会(次条及び第 18 条において「審議会」という。)を置く。 (審議会の任務) 第 17 条 審議会は、この条例に規定する事項その他の地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、地域コミュニティの活性化の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べるができる。
---	---

	住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項に係る連絡調整を新築工事等をする事業者と行いたい旨を市長に申し出ることができる。 3 第1項の規定は、前項の申出に係る共同住宅等のうち、地域コミュニティの活性化を推進するために連絡調整をする必要があると市長が認めるものの新築工事等をする事業者（申出に係る事業者に限る。以下この条及び第17条第5項において同じ。）について準用する。この場合において、第1項中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする日までに」とあるのは「第5項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に」と、「（当該新築する者と当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸又は管理（以下「新築工事等」という。）をする事業者との連携及び当該事業者相互間の連携に係る事項を含む。）に係る」とあるのは「に係る」と読み替えるものとする。 4 市長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該共同住宅等の新築工事等をする事業者の意見を聴かなければならない。 5 市長は、第3項の規定による認定をしたときは、速やかにその旨を当該共同住宅等の新築工事等をする事業者に通知しなければならない。 （連絡調整に係る共同住宅等に係る権利等の承継） 第16条 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による連絡調整をした者は、当該連絡調整に係る共同住宅等に係る権利又は事業を承継させるときは、あらかじめ、承継者（共同住宅等の居住者を除く。）に当該連絡調整の状況を伝達するよう努めなければならない。 2 前項の承継者は、その承継があった日から30日以内に、地域自治を担う住民組織との連絡調整をするとともに、その状況を市長に報告するよう努めなければならない。 （住宅地の開発、販売等をする事業者への準用） 第17条 第13条の規定は、住宅地（住宅の用に供する宅地をいう。以下同じ。）の販売等をする事業者について準用する。 2 第14条の規定は、一団の土地を分割して建築する一戸建ての住宅に係る住宅地の販売等をする事業者について準用する。 3 第15条第1項の規定は、1,000平方メートル以上の一団の土地を分割して行う開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のう	（組織等） 第18条 審議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、地域コミュニティの活性化の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
--	---	---

ち同法第 29 条第 1 項の規定による許可を要するものをいい、一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行うものに限る。以下同じ。) をする者について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項中「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする日」とあるのは「都市計画法第 30 条第 1 項に規定する申請書を提出する日」と、「当該特定共同住宅の居住者」とあるのは「当該土地に建築される住宅の居住者」と、「当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸又は管理（以下「新築工事等」という。））」とあるのは「当該土地の開発工事、販売又は賃貸」と読み替えるものとする。

4 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域で行われる 1,000 平方メートル未満の一団の土地を分割して行う開発行為に係る土地について、当該土地における最初の住宅の新築工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日までの間に、当該土地に建築される住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項に係る連絡調整を当該土地の開発工事、販売又は賃貸（以下「開発工事等」という。）をする事業者と行いたい旨を市長に申し出ることができる。

5 第 15 条第 1 項の規定は、前項の申出に係る土地のうち、地域コミュニティの活性化を推進するために連絡調整をする必要があると市長が認めるものの開発工事等をする事業者について準用する。この場合において、同条第 1 項中「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする日までに」とあるのは「第 17 条第 6 項において準用する第 15 条第 5 項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に」と、「当該特定共同住宅の居住者」とあるのは「当該土地に建築される住宅の居住者」と、「（当該新築する者と当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸又は管理（以下「新築工事等」という。）をする事業者との連携及び当該事業者相互間の連携に係る事項を含む。）に係る」とあるのは「に係る」と読み替えるものとする。

6 第 15 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「当該共同住宅等の新築工事等」とあるのは「当該土地の開発工事等」と読み替えるものとする。

7 前条の規定は、第 3 項又は第 5 項の規定により第 15 条第 1 項の規定を準用する場合における連絡調整に係る土地に係る権利又は事業の承継について準用する。

	(京都市行政手続条例の適用除外) 第 18 条 第 15 条第 3 項又は前条第 5 項の規定による認定及び第 15 条第 5 項（前条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、京都市行政手続条例第 3 章の規定は、適用しない。 (審議会) 第 19 条 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (審議会の組織) 第 20 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (委員の任期) 第 21 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	
	第 4 章 雑則 (情報の利用) 第 22 条 市長は、共同住宅等の新築工事等若しくは一団の土地を分割して行う開発行為に係る土地の開発工事等をする事業者又はその連絡先を確認するために必要があると認めるときは、建築基準法に基づく申請に関する情報その他の地域コミュニティの活性化の推進に関する事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報であって当該事業者又はその連絡先を確認するために有用なものについては、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用することができる。 (準備行為) 2 この条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。	
	(経過措置)	

	3 第 15 条の規定は、平成 24 年 7 月 1 日以後に、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、当該各号に掲げる行為がなされた共同住宅等について適用する。 (1) 特定共同住宅 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第 11 条第 1 項の規定による標識の設置 (2) 特定共同住宅以外の共同住宅等 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知	
--	--	--